

企画教育委員会記録

1 日 時 令和8年6月19日(金)
午前10時00分 開会
午前11時17分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	渡 辺 高 博	副委員長	合 田 晋一郎
委 員	伊 藤 義 男	委 員	黒 田 真 徳
委 員	篠 原 茂	委 員	伊 藤 謙 司
委 員	大 條 雅 久	委 員	近 藤 司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 赤 尾 禎 司

企画部

部長 加 地 和 弘

総合政策課長 吉 岡 奈 津 子

総務部

部長 藤 田 和 久

契約課長 越 智 憲 一

市民環境部環境エネルギー局

環境施設課長 村 瀬 秀 昭

消防本部

警防課長 柴 田 三 輝

教育委員会事務局

教育長 長 井 俊 朗

総括次長(社会教育課長) 安 永 亮 浩

次長 守 谷 憲 二

学校施設課長 正 岡 大 典

総括次長(政策推進監) 藤 田 英 友

財政課長 大 西 政 年

総括次長(総務課長) 徳 永 易 丈

環境施設課参事(清掃センター所長) 野 藤 由 治

警防課主幹 高 砂 将 三

総括次長(社会教育課長) 安 永 亮 浩

次長(教育力向上推進監) 松 尾 雄 樹

学校教育課長 高 橋 憲 介

学校施設課参事(学校給食センター所長) 河 端 宏 二

6 委員外議員

井 谷 幸 恵

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 沢 田 友 子

議事課調査係長 伊 藤 博 徳

8 本日の会議に付した事件

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●渡辺委員長：＜開会挨拶＞

○赤尾副市長：＜挨拶＞

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第44号 工事請負契約について

○越智契約課長：＜説明＞

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●大條委員：今回の点検箇所、次の点検が必要になるのは、何年後になるのか。前回はいつだったのか。次の清掃センターを西条市と一緒に作るかどうか分からないが、今後の寿命の間でこういう点検は何年サイクルで行い、合計いくらかかるものなのか。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：今回の定期点検設備工事は、契約締結から令和9年3月31日までの法定点検を含む工事が対象である。今回の法定点検は単年度で行う予定となっている。

●大條委員：法定点検は毎年行うのか。で、何年ごとに行うのか。清掃センターの寿命を考えたら、毎年やるのであれば毎年5億くらいがいつまでいるという目論みになるのか。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：今回の法定点検については、毎年法定点検を行わなければならない設備と2年に1回法定点検を行わなければならない設備がある。延命工事は、平成27年から平成29年までの間で行っている、令和8年度、9年度の点検はちょうど10年目にかかるというようなことなので、今後、正確な数字は分からないが、同じ程度の法定点検設備の費用がかかると考えている。

●大條委員：延命工事をして寿命を伸ばしたが、現在の清掃センターはあと何年使う予定なのか。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：現在の清掃センターは、令和14年を目標に延命工事を行っている、それまで法定点検を行い、適切に設備を管理する予定である。

●大條委員：今後の6年間の間に、西条と一緒に作るのか、広域化の話はどのように進んでいるのか。

○村瀬環境施設課長：西条市との広域化等の話は、現在、基本構想の策定という作業で検討を進めている。現時点の清掃センター施設の供用目標は令和14年度であるが、西条市の施設の供用目標は令和16年となっている。今後、西条市と広域化を進めるということになるのであれば令和16年度まで、もしくはそれ以上かかるという可能性が出てくるのであれば、広域化ができるタイミングまで延命をしていくように、今のところ検討している。

●大條委員：西条市長が替わったが、今度の越智市長と広域化の話は前を向いて進んでいるのか。

○村瀬環境施設課長：西条市との間で、5月末に新しく市長になられた越智市長さんと古川市長を交えて次期ごみ処理施設の検討推進会議を実施している。まだ材料が出揃っていないため、最終結論ではないが、広域化のプランにはかなり有力な部分がたくさんあるので、まずはその方向でしっかり検討して話を進めていく方向で、お互い担当者レベルも含めて検討を進めているところである。

●篠原委員：粗大ごみ処理施設の衝撃破砕機はよく壊れる。そこにライナーを張り替えて破砕させているが、そのライナーも今回の予算の中に入っているのか。

○村瀬環境施設課長：破砕機は衝撃破砕である、たくさん痛みも入っている。ケースを開けて内部

の状態を見て、必要箇所の溶接等の補修措置は本工事に含んでいる。

●篠原委員：破砕機はクボタ製で、住友重機製ではないと思うが、委託先で整備はできるのか。

○村瀬環境施課長：破砕設備に関しても、個別で作られたメーカーは違うが、前の住友重機械工業株式会社から、今の日鉄エンジニアリング株式会社にノウハウをすべて引き継いでいるので、総合的な品質管理はできるものと考えている。また、日鉄エンジニアリング株式会社自身がこの業界の大手メーカーであり、全国で新居浜市よりも大きな清掃プラントの管理もしているので、そのノウハウは十分、品種管理等を含めてしっかりと対応できるものと考えている。

●黒田委員：この定期点検の整備工事にかかる期間と陣容について、大元は日鉄エンジニアリング株式会社かもしれないが、市内業者はどのくらい関わるのか。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：工事の期間は契約の日から令和9年3月31日までである。市内業者に関しては、令和7年度の実績ではあるが、下請け業者が26社中6社の市内業者を採用している。

●黒田委員：5億8850万の内訳には、消耗品とか整備品のものも入っているのか。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長）：消耗品、設備機器類なども日鉄エンジニアリングに委託する。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第51号 財産の取得について

○越智契約課長：<説明>

○柴田警防課長：<説明>

<質 疑>

●大條委員：約15年をめどに更新ということだが、現在の川東分署に配備されている小型化学消防ポンプ車は何年使用しているのか。また、15年前の購入先は。

○柴田警防課長：元の車両については消防ポンプ自動車で15年更新となっている。もう1台ある化学消防自動車については20年で更新予定となっており、4年ほど残っている。前回の落札業者は株式会社岩本商会で、モリタ製である。

●大條委員：同じ機能のポンプ車の買い替えではないということか。

○柴田警防課長：今回更新して廃棄になる車両は消防ポンプ自動車で、15年が経過したので更新する。導入する車両については小型化学消防自動車となるので、川東分署にある化学消防自動車は次回更新しない予定である。

●大條委員：川東分署に化学消防ポンプ車が2台になるということだが、市内には化学消防ポンプ車は何台配備されているのか。

○柴田警防課長：市内に保有している化学自動車は、北消防署に大型の化学消防自動車1台を配備している。川東分署に化学消防自動車2型という車両が配置されて、現在は2台体制で化学自動車を運用している。

●伊藤義男委員：前回、化学消防自動車を買った時の金額は。

○柴田警防課長：平成24年度納入で、金額は4,410万円である。

●伊藤義男委員：廃棄になる車が1台とのことだが、それは完全に廃棄してしまうのか。それともどこかに売却するのか

○柴田警防課長：消防本部消防署で保有している車両については、更新年限が消防団と比べて早いため、できれば海外寄贈を主眼においている。現在、総務省消防庁の調査には廃棄する車両があると回答して

いる。今後必要があれば、日本外交協会や消防協会等を通じて海外寄贈をする予定としている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第 5 2 号 財産の取得について

○越智契約課長：<説明>

○柴田警防課長：<説明>

<質 疑>

●伊藤義男委員：これは中型免許が必要になる車両か。

○柴田警防課長：今回導入する車両は別子山分団と協議を行い、10人乗りの車両で準中型の免許で運転できる車両となる。

●近藤委員：このポンプ自動車は各分団に配備されていると思うが、各分団にはどのように割り振っているのか。1台のところもあれば2台のところもあるというような形なのか。

○柴田警防課長：川西地区の消防団については消防ポンプ自動車1台と小型動力ポンプ付き積載車1台の計2台を各分団に配備している。上部地区については、分団の規模、大きさ、団員数により、少し差はあるが、3台から5台の車両を配備している。川東地区についても、大島分団をはじめ、垣生分団等は2台の車両を配備しているが、神郷分団と高津分団については、4台から5台の車両を配備している。

●近藤委員：今の答弁はポンプ車だけではなく、それ以外の車両も含めての話か。

○柴田警防課長：全ての車両を含めている。ポンプ自動車については、おおむね各分団1台から2台の配備をしているところがほとんどである。

●近藤委員：ポンプ自動車の配備台数は、その分団の団員数によって決められているのか。

○柴田警防課長：現在は各分団バラバラの車両を配備しているが、令和4年度の消防団活性化委員会において、車両の効率化を図るということを目的に検討していただいた結果、目標としては各分団にポンプ自動車を1台、小型動力付きポンプ積載車を1台、複数台持っているところに関しては、人員搬送車やトラック等資機材の搬送車などの車両へ組み替えを検討しているところである。

●伊藤義男委員：これはガソリン車か、ディーゼル車か。角野分団にガソリン車が1台あるが、トルクが細くて、山道を走れない。四駆にはなっているが、別子山だとその辺も重要だと思う。

○柴田警防課長：今回の別子山の車両に関しては、ディーゼルエンジンの車両となっているが、現在、ベース車両は全体的にガソリン車がかなり多くなっている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第 5 3 号 財産の取得について

○越智契約課長：<説明>

○正岡学校施設課長：<説明>

<質 疑>

●黒田委員：4台の更新とのことだが、瀬戸町の給食センター使用している車両は全体で何台あるのか。

○正岡学校施設課長：現在6台で稼働している。

●黒田委員：6台が大体常時稼働しているような状況か。

○正岡学校施設課長：6台が稼働している状態である。

●伊藤謙司委員：6台あって4台更新とのことだが、あと2台も近々更新時期を迎えるのか。

○正岡学校施設課長：残りの2台のうち、配送車1台については、平成13年3月に購入しており、来年度に更新予定となっている。もう1台は平成27年3月に購入した車両であるため、当分使用する予定である。

●伊藤謙司委員：これは冷蔵車ではないのか。

○正岡学校施設課長：これは運搬車両であるので冷蔵機能はない。

●伊藤謙司委員：これだけ暑くなってきたら、冷蔵車ではない車で大丈夫なのかと思う。食べ物を運ぶのに冷蔵車ではなくても大丈夫かどうか検討したのか。

○正岡学校施設課長：給食配送にあたっては、基本的には温かい給食を運ぶというのが基本となっており、冷蔵をしてしまうとどうしても中で冷えてしまう。コンテナについては断熱もされているので、夏の配送でもコンテナの中は一定の温度を保った状況で運んでいる。時間についても、センターから学校までの間であるので、品質に変化を起こすほどの時間ではないと考えている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時40分／ 再開 午前10時41分

○ 予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○大西財政課長：<説明>

○安永教育委員会事務局総括次長（社会教育課長）：<説明>

<質 疑>

●大條委員：運動部活動地域展開等推進事業費について、非常勤職員報酬とあるが、この非常勤職員の役割は。それと、実際指導する人の報酬支給に關しての規定というか、どのように時間を計ってどういう形で支給をするのか。

○高橋学校教育課長：まず部活動指導員の役割については、休日の部活動に対する練習の競技の指導及び試合等の引率が主な業務になる。報酬については、国の基準額の上限額である1,600円を設定している。出退勤については、今後決めるべき部分もあるが、基本的には学校が出退勤管理をして、市から支出する形を想定している。

●大條委員：学校から、誰が何月何日何時間指導したという報告をする形になるのか。それをカウントするのは、休日に学校の先生がカウントするのか。本人の申告となるのか。また、非常勤職員の役割は。

○高橋学校教育課長：役割については、練習、競技の指導をするのが役割で、会計年度任用職員の役割も同じである。

●大條委員：非常勤職員報酬は、何人を想定しているのか。指導者の時間をカウントするのは誰がどうやって、把握をするのか。

○高橋学校教育課長：まず、活動については、平日なら2時間、休日なら3時間を基準にしており、勤務の状態を管理するのは、学校にしてもらうことを見込んでいる。非常勤職員は25人を想定している。

●大條委員：非常勤職員25人で年間612万4,000円の予算枠ということは、自動的に非常勤職員、会計年度職員も時間給1,600円でカウントをするということか。これとは別にある2つの支援の補助金は何に使うのか。

○高橋学校教育課長：25人の部活動指導員を配置して、その人たちの出退勤管理は学校側が行う。そ

の実態に基づいて、時給1,600円として報酬を支払う。今回の補助事業では、3本のメニューの事業を実施することになっている。一つは中学校における部活動指導員の配置支援事業。これについては学校が出勤管理をして、時給1600円で報酬を支払っていく。もう一つについては、休日の地域クラブ活動の活動支援事業で、これは新たに新居浜市として認定した地域クラブ10チームを対象に、地域クラブ活動の補助を行う。3つ目が、経済的困窮世帯への参加費の支援事業として、11人分20万3,000円を見込んでいます。この3本建ての事業となっている。

- 近藤委員：時間給1,600円を支払うということだが、1日に何時間かクラブ活動を教えて、2時間のところが3時間になったら3時間の申告をして、3時間分の支払いになるのか。
- 高橋学校教育課長：現在、クラブ活動のガイドラインの指針では、基本的に部活動は平日2時間、休日は3時間という基準が設けられている。今回、平日1回分と休日1回分の5時間で予算を組んでおり、その勤務時間数に応じて支出するということになる。
- 近藤委員：ということは、その2時間をオーバーして教えたとしても、2時間分しか支払わないということか。
- 高橋学校教育課長：年間トータルで、各部活動の活動計画の中で定めるので、あくまでもガイドラインには平日2時間を週3回、週末3時間を週1回という基準があるので、その基準以内であれば、事業計画の中で調整することは可能だと思う。
- 近藤委員：この事業はいつから開始するのか。
- 高橋学校教育課長：今回、補正予算が議決されれば、7月から指導員等を募集開始して、今年度10月からスタートする計画である。そのうちの一部、前年度までの事業で継続して部活動指導員をしている方については、4月分から支給するようになる。
- 伊藤謙司委員：都市構造再生集中支援事業の補助金だが、これは基本的にはエリアを決めて、その中で補助を出すという国土交通省のパッケージと思うが、合併特例債のように、そのエリアでいくらという上限はないのか。
- 藤田企画部総括次長（政策推進監）：合併特例債のような上限ではなく、1施設、1機能あたり21億円という限度額がある。例えば学校であれば北棟の建て替えで21億円までは国庫補助が出るという形で、基幹事業がエリアにいくらかあり、それが3つであれば、63億円までは国が許可すれば、63億円の2分の1を交付してもらえる制度となっている。
- 伊藤謙司委員：金子小学校を直したのもこれでいったと思うが、エリア的には市役所を中心という話だったと思う。この補助金のパッケージの中には文化センターも入れられるのか。
- 藤田企画部総括次長（政策推進監）：1期計画は、今のところ、こども・子育て複合施設と金子小学校、市役所南側の道路までという計画にしているが、次の2期計画では、都市再生の集中支援区域という形で、文化センターのところのエリアまで入るようにはなっている。
- 大條委員：急患センターもこのエリアの中に今現在あって、建て替えを以前から予定していたわけだが、令和6年に土地開発公社が急患センターの建て替え用地として購入した。それが令和7年度の事業報告では、こども・子育て複合施設の用地として売り戻したとなっている。この名称の変更というのは、補助金絡みでも関係ないのか。
- 藤田企画部総括次長（政策推進監）：計画の名称というよりは性質によって変わる。歳出の中身については市民福祉委員会のほうで出ていると思う。過去に行った説明などの時に、土地の買い戻しの件や、土地開発公社での変更協議、時系列のことは説明していると思うので、この場では差し控えたいと思う。

休憩 午前11時07分／再開 午前11時08分

- 近藤委員：15ページの都市構造再編集集中支援事業補助金と次世代育成支援対象施設整備交付金があ

り、2分の1となっている。今回のこども・子育て複合施設は3年間の継続事業ということで、令和8年度は3億3,892万8,000円であるので、この補助の内訳が出ているのだと思うが、令和9年、令和10年もこの2分の1の比率でこの事業を行っていくというようなことになるのか。

○藤田企画部総括次長（政策推進監）：歳入の観点だけで言えば、今回のこども・子育て複合施設であれば、都市構造再編集中支援事業補助金1億6052万8000円、次世代育成支援対象施設整備交付金865万5,000円で、事業費の2分の1に国庫補助金を充当する。来年度についても2分の1を国費という形で、歳入の内訳通りに今のところ計画をして事業を進める予定である。

●近藤委員：この財源の内訳の中で、市債が1億5275万円、今回歳入で計上されている。この市債のところに90%と書かれているが、この90%というのはどういうことなのか。この市債については、交付税措置で緩和してもらえるというような事業であるのか。

○大西財政課長：まず、90%と率が記載されているものについてであるが、全体の事業費の2分の1に補助金が入る。残りの部分の90%を借金するという充当率で、残りが一般財源となる。また、交付税措置は、償還金に対して、計算上は後に交付税で22%が返ってくることとなる。毎年償還していく金額に対して22%が措置されるイメージである。

<討 論>

●伊藤義男委員：議案第48号に反対の立場から討論する。本案にある運動部活動地域展開と推進事業費補助金に関しては、まだ未確定の要素が多く、令和10年に向けて子供たちの部活動に影響がないように申し添えることで賛成するが、複合施設整備事業補助金及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に反対するため、本議案に反対する。まず複合施設整備事業補助金に関して、今回計上されている国庫支出金は、こども・子育て複合施設整備事業の財源として受け入れるものであるが、当該整備事業の財源として、国庫支出金を受け入れることの妥当性や、市民ニーズの整合性などの点から大きな疑問を持っている。また、令和7年10月に公表された新居浜市子ども計画アンケート調査では、若い世代が求めている支援として、経済的支援や生活の安定を望む声が多く示されている。こうした状況を踏まえると、国庫支出金を活用して本事業を進めることの優先性について疑問を持っている。たとえ国庫補助金であっても、その原資は国民の税金であるため、事業そのものの必要性や妥当性に疑義がある以上、その財源となる国庫支出金の受け入れについても賛成することはできない。

次に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、公共施設高効率照明導入事業については賛成するが、エネルギー地産地消推進事業については反対する。今回計上されている地域脱炭素移行・再エネ推進交付金はエネルギー地産地消推進事業の財源として受け入れるものであるが、世界ではAIの普及などによる電力需要の増加を背景に脱炭素政策の見直しやエネルギー安全保障を重視する動きが見られている。また、国内においても再生可能エネルギー関連施設の見直しが進められるなど、事業環境は大きく変化している。さらに再生可能エネルギー設備については、サイバーセキュリティやエネルギー安定供給の観点からも様々な課題が指摘されている。たとえ全額が国からの交付金であっても、その原資は国民の税金であることに変わりはない。また、再エネ賦課金は国民生活や事業活動の負担となっており、家計を圧迫する要因の1つとなっている。このような状況の中でさらなる再エネ推進事業に公費を投入することについては慎重であるべきと考える。したがって、当該事業の財源として受け入れる地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について賛成することはできない。以上の理由により本議案に反対する。

●合田副委員長：今回は説明の通り、歳入に関しても国庫支出金、市債、繰入金と財源的な裏付けが明確にされている。その中で、今回、市の重要事業である事業を補正によって速やかに迅速に対応をしたいという姿勢が見えるため、今回の補正予算による予算の速やかな執行と適正な執行を強く

要望して賛成する。

<採 決> 賛成多数 原案可決

○ 閉 会 午前 1 1 時 1 7 分

企画教育委員会付託案件表

令和8年6月19日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第44号 工事請負契約について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 財産の取得について

議案第53号 財産の取得について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳入 全部 4・14~21

歳出 第10款 教育費（財源補正を除く） 5・31

第3表 地方債補正 変更 7